

# 令和元年度事業計画

## I 基本方針

公益社団法人宮城県食品衛生協会（以下「宮城県食協」という。）並びに宮城県食協の会員たる各地区食品衛生協会（以下「地区食協」という。）は、食品等事業者が自主衛生管理を徹底し食中毒等の食品による事故防止を図り、消費者に安全・安心な食品を提供する使命を守る為の支援を行います。

このため公益社団法人日本食品衛生協会（以下「日本食協」という。）との連携強化、行政当局の指導の元、会員の加入推進、各地区食協の組織強化を柱とする諸事業を積極的に推進してまいります。

## II 事業内容

### <公益目的事業>

#### 1. 食品衛生に関する自主衛生管理の推進事業

各地区食協に所属する食品衛生指導員の巡回指導活動を支援します。

「県費補助金（自主活動育成事業費）」及び「日本食協本部食品衛生指導員活動特別補助金（食品衛生指導強化費）」の交付を受け、次の事業を行います。

##### (1) 食品衛生指導員活動支援事業

食品衛生指導票を作成すると共に、巡回指導等に要する費用の一部を地区食協の実施計画に基づき、所要額を助成します。

地区食協は、日本食協が策定した基本方針、重点指導項目及び宮城県食協の指導項目に基づいて活動を行います。

##### 1) 巡回指導における基本方針

- 巡回指導は笑顔と挨拶から
- 巡回指導は模範となる身支度で
- 少しの改善がお店や事業の発展に
- 衛生的な手洗いの徹底

##### 2) 巡回指導の重点指導項目

○HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

##### 3) 営業施設の巡回指導の徹底

食品衛生指導員1人当たり1年間に40施設以上を目標とします。

##### 4) 巡回指導事項の徹底

管理運営基準の周知と遵守の徹底、自主的な衛生管理の確立を推進します。

- イ 食品営業賠償共済、「あんしんフード君」・「スーパーあんしんフード君」、「あんしんリコーン君（生産物品質保険）」など各種共済の加入促進
- ロ 食品等事業者の検便・食品自主衛生検査の徹底
- ハ 月刊「食と健康」の購読の推進

## 5) 食品衛生指導票の活用

宮城県食協が作成した食品衛生指導票を活用し、食品等事業者に指導内容を的確に伝えま  
す。

## (2) 食品衛生指導員養成講習会

食品衛生指導員制度を永続的に維持するため、日本食協が策定した「食品衛生指導員制度要綱」  
「食品衛生指導員制度運営規程」に基づき、各地区食協から推薦された食品衛生指導員候補を食品  
衛生指導員として養成します。

令和3年2月から3月に県内各会場で実施します。

## (3) 第56回宮城県食品衛生指導員大会の開催

食品衛生指導員の資質向上及び自主衛生管理意欲の向上を図る為、表彰、食品衛生指導員体験  
発表並びに食品衛生講演会を開催します。又、大会終了後、受賞者の栄を讃えて、受賞者祝賀会  
を開催します。

1) 開催日時 令和元年11月27日(水)午後1時30分

2) 開催場所 ホテル白萩 (仙台市)

3) 大会の構成

一部：食品衛生功労者等の表彰

二部：指導員体験発表(発表者：塩釜、栗原、登米の地区食協所属の食品衛生指導員)

三部：食品衛生講演会(一般消費者も対象とする)

## (4) 食品衛生指導員研修会の開催等

食品衛生指導員の資質及び食品衛生知識の向上と指導技術の研鑽を目的に各地区食協で実施  
します。

又、日本食協が開催する食品衛生指導員全国研修会に各地区食協(気仙沼、登米食品衛生協会各  
1名)から推選された指導員を派遣します。

なお、本年度は1名の派遣拡大枠あり、各地区食協(上記食協を除く)の中から1名を選抜し  
合計3名を派遣します。

## 2. 食品衛生責任者講習会の実施事業

食品衛生責任者の新規養成講習及び最新の食品衛生知識を取得することを目的として実務  
講習を宮城県知事の指定を受け宮城県食協は、食品衛生責任者講習会を実施します。

実施に当たっては、講習会の開催に係る事務を各地区食協に業務委託します。

### (1) 食品衛生責任者講習会の種類

・食品衛生責任者養成講習：「知事が指定した講習会を修了した者」とする資格付与  
受講予定者数 受講者：885名 免除者：102名

・食品衛生責任者実務講習：「知事の指定する講習会の受講」義務の食品衛生責任者を対  
象

受講予定者数 受講者：1,510名

### (2) 講習内容の平準化及び効率化を図る為の講師打合会議の開催

### 3. 食品衛生知識の普及啓発事業

食品等事業者及び消費者に対し、食中毒の防止等、食品衛生に関する知識の普及啓発を推進する次の事業を行います。

#### (1) 食品衛生推進員活動事業

宮城県から「食品衛生推進員活動業務」を受託し、知事の委嘱を受けた98名の食品衛生推進員が食品等事業者、食品衛生指導員等を対象に食品衛生に関する相談・助言を行うと共に、HACCPシステム始め食品衛生知識の啓発等を行います。

- 1) 食品衛生責任者講習会及び食品営業許可更新受付時等で相談窓口の設置
- 2) 食品衛生推進員が、最新の食品衛生に関する知識を習得する為の研修等への参加及び食品衛生推進員が最新の知識を習得する為の研修会を開催します。

#### (2) 食中毒予防月間事業

宮城県が設定した食中毒予防月間（6月15日から7月14日）に合わせ、次の事業を行います。

##### 1) 食品衛生知識の普及啓発

- 食品等事業者及び消費者向け食中毒防止のパンフレットを作成
- 保健所、各地区食協の窓口、食中毒予防キャンペーン会場等での配布

##### 2) 食中毒予防キャンペーン等の実施

各地区食協において食品衛生指導員及び食品衛生推進員が中心となり保健所と連携して、スーパー、駅前等で食中毒防止の啓発を行います。

- パンフレット、食中毒予防啓発用うちわ等の配布

##### 3) 食品衛生指導員による営業施設の巡回指導の実施

- 4) 厚生労働省・宮城県が主催する「食品衛生月間(8月)」に協賛し、啓発用ポスターを掲示します。

#### (3) 食品衛生情報の提供

最新の食品衛生に関する情報を食品等事業者や消費者に情報提供する為、次の事業を行います。

- 1) 会報「みやぎ食品衛生」を年2回、8月と1月に各々9,000部を発行します。
- 2) 宮城県食協ホームページに新たな情報、更新した情報等を掲載
- 3) 「魚介類による腸炎ビブリオ食中毒注意報」発令時における広報

- 各地区食協を通して会員に対し伝達
- 宮城県食協ホームページに掲載

##### 4) 食中毒の予防講習会等の開催

日本食協が定めたノロウイルス食中毒予防強化期間（11月から1月）中に実施要領に基づき、宮城県食協又は各地区食協は、宮城県の後援や保健所、賛助会員等の協力の下にノロウイルス食中毒予防の研修会等の対策事業を実施します。

#### (4) 月刊「食と健康」等刊行物の購読の推進

日本食協の発行する月刊「食と健康」は、食品衛生指導員や食品衛生責任者の為の専

門誌であるため購読の推進を図ります。

- 食品衛生指導員に対しは全員の購読目標
- 各地区食協における推進目標
- その他、食品衛生関係図書等の斡旋・活用

#### <収益事業等> [収益事業]

#### 4. 食品従事者等の検便及び食品の自主検査事業

食品従事者等の検便及び食品の自主検査並びに放射性物質検査を奨励し、食品従事者の健康と食品の安全確保を図ります。提携する検査機関等に於いて検査を実施します。

- 宮城県食協及び各地区食協は、実施計画を作成
- 宮城県食協ホームページ、会報、パンフレット等による広報
- 食品衛生指導員活動等を通じて啓発、容器配布
- 検便等検査項目として、特に腸管出血性大腸菌 O-157・ノロウイルス検査の推進

#### 5. 宮城県収入証紙売りさばき事業

宮城県食協は、宮城県の収入証紙売りさばき人の指定を受け、各地区食協に於いて収入証紙の売りさばきを行うことにより食品等事業者、県民等のサービス向上に寄与します。

#### <収益事業等> [その他の事業（相互扶助等）事業]

#### 6. 食品衛生標識制度推進事業

食品衛生自主管理の意欲の増進を図ると共に、一般消費者の利用の便に供することを目的として、次の標識制度事業を行います。

取得又は指定された営業施設は、宮城県食協ホームページ、会報等に掲載します。又、「五つ星」に判定された営業施設は、日本食協ホームページでも掲載されます。

##### (1) 「食品衛生推奨の店」標識制度

会員の営業施設において食品衛生自主管理及び食品取扱いが特に優れた施設を審査のうえ、指定を行い「食品衛生推奨の店」の推奨状等を掲示する。

- 各地区食協は指定申請の受付け審査
- 宮城県食協は提出された調書等により審査委員会で審査し、指定及び推奨状等を交付

##### (2) 「食の安心・安全・五つ星事業」標識制度

会員の営業施設において食品衛生自主管理上重要な5項目の管理の実施状況を判定し「五つ星」標識を掲示する。

- 各地区食協は参加申請の受付け
- 地区食協所属の食品衛生指導員が判定

#### 7. 食品営業賠償共済等推進事業

消費者保護と会員の福利厚生と経営の安定を目的として、次の各種共済事業を推進します。

- (1) 日本食協が取り扱う食品営業賠償共済、「あんしんフード君」・「スーパーあんしんフー

ド君」、「あんしんリコール君」(生産物品質保険) など各種共済の加入促進

食協会員が食中毒等の事故を起こした際の被害者への損害賠償、施設の消毒、製品の回収及び施設の休業補償等の保険金の支払を行う。

①食品衛生指導員の巡回指導事項

○食品営業賠償共済(「スーパーあんしんフード君」等を含む)の加入促進

②食品衛生責任者講習会、許可更新時等の啓発・勧誘

③食品営業賠償共済推進会議の開催

(2) 火災共済の加入促進

日本食品衛生共済協同組合が取扱うもので、会員が火災等で被災した場合の補償に加え、従業員等が死亡又は重度障害を負った際に保険金の支払を行う。

(3) 生命共済保険の加入促進

日本食協が取扱うもので、会員の不慮の事故への保険金の支払を行う。

<法人運営事業>

8. 組織運営等に関する事業

(1) 総会、理事会、会長・副会長・専務理事(業務執行理事)会議の開催

・総会：令和元年 6月6日(木)

・理事会は、令和元年 5月17日(金)、6月6日(木)、10月18日(金)、令和2年 3月6日(金)

・会長・副会長・専務理事会議は、随時

(2) 各部会の開催

宮城県食協が実施する各種事業の展開と円滑な運営を図る為、「総務・組織部会」「指導・普及事業部会」、「福祉事業部会」の開催

(3) 事務職員及び役員に対する研修会の開催

宮城県食協の運営、事務の効率化及び業務の検討を行う為に開催

(4) (公社)日本食品衛生協会主催会議等への参加

①定時総会 令和元年6月21日(金)

②食品衛生全国大会(指導員全国大会・表彰) 令和元年10月23日(水)、24日(木)

(5) (公社)日本食品衛生協会 北海道・東北ブロック連絡協議会及びブロック大会への参加。

① 北海道・東北ブロック連絡協議会 令和元年6月12日(水) 青森県青森市

② 北海道・東北ブロック大会 令和元年6月13日(木) 青森県青森市

③ 北海道・東北ブロック連絡協議会三部会長会議

令和元年10月3日(木) 秋田県秋田市

令和元年10月4日(金) 秋田県秋田市

(6) 各種表彰候補者の推薦

(7) 食品衛生受賞者祝賀会の開催

9. その他

宮城県食協の目的達成の為に、必要と認められる事業を推進します。

令和元年度 会議・行事予定

年 月 日	会 議 ・ 行 事 名	場 所	
4	19 (金)	第1回 会長・副会長・専務理事会 ( 厚生労働大臣 表彰選考等 )	多賀城分庁舎
5	17 (金)	午前 決算書類等の監査	宮城県食協
		午後 第1回 理事会 (決算承認)	多賀城分庁舎
	24 (金)	(公社) 日食協 決算理事会	(公社) 日食協 (東京)
6	6 (木)	定時社員総会、第2回 理事会	多賀城分庁舎
	12 (水)	北海道・東北ブロック連絡協議会	青森県青森市
	13 (木)	北海道・東北ブロック大会	青森県青森市
	15～7/14	宮城県食中毒予防月間	県 内
	21 (金)	(公社) 日食協 定時総会	(公社) 日食協 (東京)
	中旬	食品衛生責任者講習会講師打合わせ	多賀城分庁舎
	28 (金)迄	行政庁へ事業報告等の提出	宮城県食協
7	2 (火)	第2回 会長・副会長・専務理事会 ( 日食協会長 表彰選考 )	多賀城分庁舎
	上旬	理事等の登記	仙台法務局
	9 (火)	指導・普及事業及び福祉事業部会 「みやぎ食品衛生」編集委員会	多賀城分庁舎
8	月間	食品衛生月間	県 内
	1 (木)	第44回 食品衛生懇話会	(公社) 日食協 (東京)
	上旬	会報「みやぎ食品衛生」102号発行	宮城県食協
	中旬	食品衛生推進員 研修会	県 内
	27 (火)	農林水産省補助事業 HACCP 手引書に関する研修会	ホテル白萩
9	5 (木)	総務・組織部会	多賀城分庁舎
	20 (金)	第3回 会長・副会長・専務理事会 ( 知事・会長 表彰選考 )	
10	3日(木)～4日	北海道・東北ブロック三部会長会議	秋田県秋田市

	(金)		
	18 (金)	第3回 理事会 (中間業務報告等)	多賀城分庁舎
	23 (水)	全国支部長会議・食品衛生指導員 全国大会	(公社)日食協(東京)
	~ 24 (木)	食品衛生功労者・食品衛生優良施設 表彰式	
11	上旬~下旬	ノロウイルス食中毒予防研修会	県内各地区食協
	27 (水)	宮城県食品衛生指導員大会・表彰	ホテル 白萩 予定
12	月間	年末年始 食品一斉取締	県 内
	9 (月)	第4回 会長・副会長・専務理事会議 ( 推奨の店 審査会 )	多賀城分庁舎
2 1	上旬	会報「みやぎ食品衛生」103号発行	宮城県食協
2	第2週(3~7) 1泊2日	役員・事務職員及び食品営業賠償共済 推進会議合同研修会	未定
3	6 (金)	第4回 理事会 ( 予算承認 )	多賀城分庁舎
	未定	(公社)日食協 支部長会議、予算理事会	(公社)日食協(東京)
	31 (火)迄	行政庁へ事業計画書等の提出	宮城県食協